

## ■こども性暴力防止法成立までの経過

- ・教育、保育等の現場におけるこどもへの性暴力の事案が後を絶たないが、性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るため、絶対に防がなければならない
- ・そのため、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（いわゆる「日本版DBS」法）が、令和6年6月に成立した

## ■こども性暴力防止法の概要

### 制度趣旨

児童等に教育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付け**

### 制度対象

児童等との関係で、①**支配性**、②**継続性**、③**閉鎖性を有するか否か**の観点から対象事業・業務を規定

### 対象事業者に求められる措置等

#### 安全確保措置

- ：①日頃から講ずべき措置（サービス規律等のルールづくり、面談、相談体制、研修など）  
②被害が疑われる場合の対応（調査、保護、支援） ③**特定性犯罪前科の有無の確認**  
④**児童対象性暴力等の防止のための措置（特定性犯罪前科ありの場合は防止措置の実施）**

#### 情報管理措置

：特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

## ■こども性暴力防止法施行に向けたスケジュール（こども家庭庁実施）

令和7年度	令和8年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4半期
(国) マニュアル等作成	こども性暴力防止法関連システム開発 全国説明会、啓発イベント等の開催、ポスター作成 等			12/25 法施行
				DBS法運用開始

# こども性暴力防止法（日本版DBS）について

## ■ こども性暴力防止法における放課後事業の位置づけ

### 義務対象（学校設置者等）

学校、児童福祉施設等、法に定める措置を義務として実施すべき事業者

### 認定対象（民間教育保育等事業者）

学習塾、放課後児童クラブ等、認可外保育施設等、国の認定を受けて法に定める措置を実施する事業者

本市の放課後事業である、児童いきいき放課後事業及び留守家庭児童対策事業は、民間教育保育等事業者となるため、国に申請を行い、認定を受けることによって対象事業者となる

## ■ こども性暴力防止法施行に向けた本市の放課後事業の取組

児童いきいき放課後事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法施行前の事前準備として、特定性犯罪前科がある職員を児童と接する業務に従事させないよう、雇用上の措置（内定取消、普通解雇等）を可能とするため採用募集要項や就業規則等をあらかじめ整備するよう、本市より通知</li><li>・ あわせて、法施行後の国への認定申請に向けて、運営管理事業者と申請時期、その他の進め方について、現在調整を行っている</li></ul>
留守家庭児童対策事業（放課後児童クラブ）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国の認定申請について、法の施行日（令和8年12月25日）から予定されていること、法施行前の事前準備として、ガイドラインにおいてあらかじめ行うべきと考えられる内容（採用募集要項や就業規則の見直し）など、本市より周知</li></ul>